

農業者・漁業者の皆様へ

～燃油高騰対策事業について～

燃油補助額を以下のとおり変更します。



期 間: 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

補助額: (変更前) 20円/ℓ ⇒ (変更後) 40円/ℓ

内 容: 燃油1リットルにつき、40円を補助します。

① **令和4年2月1日から令和4年3月31日**までは、燃油取扱店が補助額を差し引いた価格で供給します。

② **令和3年4月1日から令和4年1月31日**までに取引があった燃油については、さかのぼって支援します。 差額(20円/ℓ)については、町から直接、皆様へ使用量に応じて支払います。 詳細等については、書面にて通知がありますので、ご確認の上、速やかに手続きしていただきますようお願いいたします。



令和4年4月以降についても引き続き、支援を行う予定です。

※補助額については、燃油価格の動向を見ながら決定します。

【確認事項】

- ① 補助対象者は、小値賀町内に居住する農業者、農業法人及び漁業者、漁業法人です。
- ② 補助対象燃油の種類は、『**A重油**』・『**軽油**』です。※ガソリン、混合油、灯油は対象外
- ③ 補助対象の範囲は、補助対象者が農業もしくは漁業を営むために**自らの農業用機具等もしくは漁船に使用する場合に限り**ます。たとえ農・漁業者が使用するものであっても車両等には適用しませんので、ご注意下さい。



◇お問い合わせ先◇
小値賀町役場 産業振興課
(電話 56-3111)